

平成25年2月4日

仙台市立学校長様

教育長

体罰禁止の徹底及び体罰等に関する実態調査について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり文部科学省初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長から依頼がありました。

つきましては、下記により所属職員に対して体罰禁止を強く注意喚起するとともに、別添資料1の要領により体罰等に関する実態調査を実施し、教職員課長あて報告願います。

記

- 1 体罰は、学校教育法で明確に禁止されている行為であること。いまだに体罰を「指導方法の一つ」、「指導の一環」と捉える向きもあるが、そのような考え方は改めなければならず、教員が体罰を行うことは絶対にあってはならないこと。
- 2 教育活動の一環として実施される部活動指導においても、いわゆる勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当化することは決して許されないこと。
- 3 体罰は地方公務員法に基づく懲戒処分の対象となるだけでなく、その態様によって刑事案件（傷害、暴行など）として刑事罰を受けることがあること。
- 4 生徒指導や部活動指導などの局面において教員一人では対応が難しい場合には、管理職や同僚教諭が積極的に当該教員に声がけして協力するなど、適切な指導が行える職場づくりに十分配意すること。
- 5 所属全職員に、別紙資料「体罰の禁止と体罰等に関する実態調査の実施について」を印刷の上、配付・説明し、体罰禁止を徹底するとともに、体罰等に関する実態調査を実施することを周知すること。

H25教第573号
平成25年5月30日

市立学校長様
あきう幼稚園長様

教育長

体罰の禁止の徹底について（通達）

体罰の禁止について、これまで繰り返し通知・通達を出してすべての学校職員に厳しく自覺を促してきたところですが、体罰等に関する実態調査において、平成24年度だけでも63件の事案が確認され、171人の児童生徒が被害を受けていることがわかりました。今回、該当者が退職したものと除いた事案において、懲戒処分を3件、文書厳重注意や口頭厳重注意などの服務上の措置を18件（戒告処分を受けた教育職員の所属する学校の校長への措置3件を含む）、教育委員会からの指示による校長からの指導を37件、合計58件の懲戒処分等を行ったところであり、教育委員会としても誠に遺憾であります。

体罰は、児童生徒の人格を否定し、心に大きな傷を残す行為であり、教育の本旨に反し、決して許されるものではありません。

貴職においては、管理監督の立場にある自らの職責を深く認識し、同様の事案が二度と起こることがないように、また、所属職員が温かい愛情を持って生徒を導く指導が行われますよう、下記のとおり所属職員に対して体罰禁止をさらに強く注意喚起するとともに、体罰根絶に向けた取組を強化するよう指導願います。

記

- 1 体罰は、学校教育法で明確に禁止されている行為であり、決して指導の一つや一環ではないこと。
- 2 部活動指導においては、勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当化することは決して許されないこと。
- 3 体罰防止ハンドブック「体罰の根絶に向けて」をグループウェアにより各学校に送付するので、それを非常勤講師等も含む全職員に印刷して配付すること。スクール・コンプライアンス委員会やスクール・コンプライアンス研修会などにおいて、そのハンドブックを用いて体罰根絶に向けての研修を行い、体罰根絶に向けた取組を一層推進すること。さらに、学校評議員会やPTA役員会等において、このハンドブックも示しながら学校の体罰根絶に向けた取組を報告すること。
- 4 生徒指導や部活動指導などで対応が難しい場合などは、管理職や同僚教員が積極的に声掛けをして協力するなどの職場環境作りに十分配慮すること。

【担当】教育局学校教育部教職員課

平成28年12月12日

市立学校長様
あきう幼稚園長様

教育長

児童生徒に対する適切な指導について（通達）

このことについて、平成25年5月30日付けH25教学教第573号「体罰の禁止の徹底について」等の通達により、すべての職員に対し自覚を促してきたところであり、多くの職員はさまざまな教育活動に意欲的に取り組んでいるものと認識しているところであります。

しかしながら、過日の報道にあったように部活動の場面における暴言など、不適切な言動により、児童生徒の心身を傷つける事案がありました。

市民に信頼される学校づくりは、教員一人ひとりの指導力に負うところが極めて大きいところから、教員一人ひとりが生徒の心を理解し、愛情を持って児童生徒を導く指導を行うことが必要となります。

つきましては、所属職員に対し、下記のとおり児童生徒に対して適切な指導が行われるよう指導の徹底をお願いします。

記

- 1 児童生徒への指導は、指導の意図が十分に伝わるよう、適切な表現、態度で臨むこと。決して威圧的な言動、態度にならないようにすること。
- 2 部活動指導においては、部活動の意義や目的を正しく理解し、指導にあたること。勝利至上主義に偏ったり、生徒の人格を無視した言動を行わないこと。
- 3 体罰は、学校教育法で禁止されている行為であり、児童生徒の人格を否定し、心に大きな傷を残す行為であることの自覚を徹底するとともに、「言葉の暴力」も体罰に相当する重大な問題のある行為であることを認識すること。
- 4 児童生徒の心を理解し信頼関係を構築したうえで指導にあたること。指導の場面においては、職員の言動が児童生徒にどのような影響を与えるのかを十分考えること。

H29教教第497号
平成29年5月22日

市立学校長様
あきう幼稚園長様

教育長

体罰の禁止の徹底について（緊急通達）

去る4月26日、市立中学校の2年男子生徒が自ら命を絶つという大変痛ましい事案が発生しました。詳細は現在調査中ですが、その中で当該生徒に対する体罰があったことが判明しました。

体罰は、児童生徒の人格を否定し、心に大きな傷を残す行為であり、教育の本旨に反し、絶対に許されるものではありません。

貴職においては、管理監督の立場にある自らの職責を深く認識し、所属職員が温かい愛情をもって児童生徒を導く指導が行われますよう、下記のとおり所属職員に対して体罰の禁止をさらに強く注意喚起するとともに、体罰根絶に向けて取組を強化するよう指導願います。

記

- 1 体罰は、学校教育法で明確に禁止されている行為であり、決して指導の一環や教育効果の一つとして許されるものではないこと。
- 2 授業及び部活動を含むあらゆる教育活動において、体罰と疑われるような行為はあってはならないこと。
- 3 体罰防止ハンドブック「体罰の根絶に向けて」を教育センターHPよりダウンロードし、それを非常勤講師等も含む全職員に印刷して配布すること。
- 4 スクール・コンプライアンス委員会やスクール・コンプライアンス研修会等においてそのハンドブックを用いて体罰根絶に向けての研修会を行い、全職員が体罰根絶に向けた意識を再確認し、その取組を一層推進すること。

さらに、学校評議員会・学校関係者評価委員会やPTA役員会等において、学校の体罰根絶に向けた取組を報告し、情報を共有すること。

【担当】教育局教育人事部教職員課